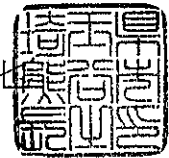


熊谷市水道技術管理者の職務に関する規程を
ここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 4 日

熊谷市長 小林 哲



上下水道規程第 3 号

(別 紙)

熊谷市水道技術管理者の職務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第19条に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）の職務の内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任)

第2条 技術管理者は、熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例（平成25年条例第19号。第4条第2項において「資格条例」という。）第4条に規定する資格を有する職員のうちから、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が選任する。

2 技術管理者が欠けたときは、管理者は速やかに後任の技術管理者を選任しなければならない。

(職務)

第3条 技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（法第22条の2第2項に規定する点検を含む。）に関すること。
- (2) 法第13条第1項に規定する水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (4) 法第20条第1項に規定する水質検査に関すること。
- (5) 法第21条第1項に規定する健康診断に関すること。
- (6) 法第22条に規定する衛生上の措置に関すること。

- (7) 法第 22 条の 3 第 1 項に規定する台帳の作成に関すること。
- (8) 法第 23 条第 1 項に規定する給水の緊急停止に関すること。
- (9) 法第 37 条前段に規定する給水停止に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、水道の管理について技術上必要な事項に関すること。

2 技術管理者は、前項第 8 号及び第 9 号に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ管理者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるためあらかじめ通知することができないときは、措置後直ちに管理者に報告しなければならない。

(水道技術管理補助者の設置)

第 4 条 管理者は、技術管理者の職務を補助させるため、水道技術管理補助者（以下「補助者」という。）を置くことができる。

2 補助者は、資格条例第 4 条に規定する資格を有する職員のうちから、管理者が選任する。

3 補助者は、技術管理者の命を受け、その職務を補助する。

(職務の代理)

第 5 条 技術管理者が災害、疾病その他の事由によりその職務を行うことができないときは、補助者がその職務を代理する。

2 前項の規定により補助者が技術管理者の職務を代理した場合において、補助者が行った技術上の確認、判断その他必要な行為は、技術管理者の職務に係るものとして取り扱う。

3 補助者を複数置く場合は、管理者は、あらかじめ技術管理者の職務を代理する順位を定めるものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。